

答弁書第一九七号

内閣参質一七六第一九七号

平成二十二年十二月十四日

内閣総理大臣 菅 直 人

参議院議長 西岡武夫殿

参議院議員浜田昌良君提出堤防点検のための除草等に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。



参議院議員浜田昌良君提出堤防点検のための除草等に関する質問に対する答弁書

一及び二について

お尋ねについては、「河川の維持管理にかかる計画の作成等について」（平成十九年四月二十五日付）  
国河治第九十八号国土交通省河川局治水課長通達）で示した「河川維持管理指針（案）」において、  
「堤防の除草は年二回を標準とし、気候条件や植生の繁茂状況、背後地の状況等に応じ回数を変えることとする。必要に応じて集草を実施する。」としており、出水期前等における堤防点検の実効性の確保の観点から、除草については定期的に実施する必要があるとする一方、集草については必ずしも除草と同時に実施する必要がないものとしているところであるが、国土交通大臣が管理する河川の各区分ごとに地域の状況等を踏まえつつ、最低限必要な集草について、今後引き続き検討していく所存である。

